

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月18日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	中央開発株式会社 丸亀市蓬萊町56番地			
大規模小売店舗の名称及び所在地	中央開発株式会社丸亀敷地商業施設 丸亀市蓬萊町56番地1			
変更しようとする事項	1 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項			
	(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻【変更前】			
	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考
	日本トイザラス株式会社	午前10時00分	午後9時00分	
	コーナン商事株式会社	午前10時00分	午後10時00分	
	株式会社まんま母さんのりぼん	午前10時00分	午後9時00分	
	株式会社ザグザグ	午前10時00分	午後10時00分	
	株式会社ジューユー	午前10時00分	午後9時00分	
	株式会社セリア	午前10時00分	午後9時00分	
	株式会社ドクターアイズ	午前10時00分	午後9時00分	
【変更後】				
小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考	
日本トイザラス株式会社	午前10時00分	午後9時00分	変更なし	
コーナン商事株式会社	午前6時00分	午後10時00分		
株式会社まんま母さんのりぼん	午前10時00分	午後9時00分	変更なし	
株式会社ザグザグ	午前9時00分	午後12時00分		
株式会社ジューユー	午前10時00分	午後9時00分	変更なし	
株式会社セリア	午前10時00分	午後9時00分	変更なし	
株式会社ドクターアイズ	午前10時00分	午後9時00分	変更なし	
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯				
駐車場	変更前	変更後		
平面駐車場	午前6時30分～翌午前0時30分	午前5時30分～翌午前0時30分		
(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯【変更前】				
荷さばき施設(付図3)	荷さばき可能時間帯			

	荷さばき施設A	午前10時00分～午後9時00分
	荷さばき施設B・G	午前9時00分～午後10時00分
	荷さばき施設C	午前9時00分～午後9時00分
	荷さばき施設D・E	午前9時00分～翌午前0時00分
	荷さばき施設F	午前9時00分～翌午前0時00分
	荷さばき施設H	午前6時00分～翌午前0時00分
	荷さばき施設I・J	午前9時00分～午後9時00分
	荷さばき施設K・L	午前9時00分～翌午前0時00分
	【変更後】	
	荷さばき施設(付図3)	荷さばき可能時間帯
	荷さばき施設A	午前10時00分～午後9時00分
	荷さばき施設B・G	午前6時00分～午後10時00分
	荷さばき施設C	午前6時00分～午後10時00分
	荷さばき施設D・E	午前9時00分～翌午前0時00分
	荷さばき施設F	午前9時00分～翌午前0時00分
	荷さばき施設H	午前6時00分～翌午前0時00分
	荷さばき施設I・J	午前9時00分～午後9時00分
	荷さばき施設K・L	午前9時00分～翌午前0時00分
変更する年月日	平成31年2月1日	
変更する理由	顧客の利便性向上を図るため。	

2. 届出年月日

平成30年12月28日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業観光課
縦覧期間	平成31年1月18日から平成31年5月18日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成31年5月18日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
---------	--

提出先

〒760-8570高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ